

# 文書管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、大牟田ビンテージのまち株式会社（以下「この法人」という。）における文書の取扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、法人文書とは、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、この法人の役員又は職員が業務上取扱う文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）であって、この法人が保有しているものをいう。

## (事務処理の原則)

第3条 この法人の事務は、軽微なものを除き、文書または電磁的記録により処理するものとする。

2 前項の規定に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらないで事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書を作成及び保管し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

## (取扱いの原則)

第4条 法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、取扱いに係る法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

## (統括文書管理者)

第5条 この法人に統括文書管理者1名を置く。

2. 統括文書管理者は、代表取締役とする。
3. 統括文書管理者は、法人分書の管理に関する事務の総括を行う。

## (文書管理担当者)

第6条 この法人に文書管理担当者を置く。

2. 文書管理担当者は、代表取締役が任命する。
3. 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

## (決裁手続き)

第7条 法人文書の起案は、文章管理担当者が行うものとする。

2. 前項の規定により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、この法人の各規程に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。
3. 起案文書は、「決裁書」の様式（別紙様式1）を用いて決裁手続を執るものとする。
4. 前項に定めるところにより文章管理担当者以上の者の決裁を得た起案文書については、文章管理担当者が作成する「決裁書台帳」（別紙様式2）に編綴して保管する。決裁書台帳には、編綴に係る起案文書の起案日、決裁日、件名及び担当部署を記載する。

## (受信文書)

第8条 この法人が受信した文書（以下「受信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2 文書管理担当者は、受信文書に受信した日付を記入する。ただし、公文書の原本等、押印することが適当でないものについては、適宜、受信した日付が分かる書類を添付する等の方法により対応する。

3 前項の規定により受付印を押印した受信文書については、文書受信簿（別紙様式3）に登録する。

（発信文書）

第9条 この法人が外部に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、代表理事又は文章管理担当者の決裁を受けて発信する。

2 発信文書については、原則として発信日付を記載し文書発信簿（別紙様式4）に登録する。

（整理及び保管）

第10条 法人文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、この法人の文章管理担当者が行う。

（保存期間）

第11条 法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規によりこれより長期の保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

2 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度の最初の日から起算する。

（廃棄）

第12条 保存期間を経過した法人文書は廃棄する。ただし、代表理事又は文章管理担当者が引き続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、株主総会の決議による。

## (別表) 文書保存期間基準表

### 保存期間及び文書の種類

#### 永久

- ・行政庁等による検査又は命令に関する文書
- ・株主総会の議事録
- ・登記に関する文書
- ・定款、規程等に関する文書
- ・財務書類等（貸借対照表、損益計算書、付属明細書等）

#### 10年

- ・行政庁等からの重要な文書
- ・役員の就任、報酬等に関する文書
- ・決裁書（永久とされる文書を除く）
- ・会計帳簿、会計伝票・証憑書類
- ・人事労務 職員の任免、報酬等に関する文書

#### 5年

- ・事業計画書、収支予算書
- ・財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準
- ・税務に関する文書
- ・軽微な契約に関する文書
- ・会計事務に関連する軽微の資料類
- ・役職員の採用、退職、賞罰に関する文書
- ・職員名簿、履歴書、住民票記載事項証明
- ・社会保険に関する文書
- ・賃金台帳
- ・労働者名簿、採用・解雇・退職に関する書類